毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　いづみ印刷株式会社　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
第七五〇号
十月三十日
（金曜日）

目次

告示
令和八年度臨時種畜検査に合格した種畜 …… 一
特例休猟区の指定 …… 一
鳥獣保護区の更新 …… 二
鳥獣保護区特別保護地区の指定 …… 三
道路区域の変更 …… 四
道路の供用開始 …… 五
建築基準法による道路位置の指定 …… 五
公告
落札者等の公示 …… 五

○告示

大分県告示第四百三十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和八年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和八年十月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

種畜証明書番号	名前	品種	検査成績
令八大分県臨三第一号	DC5780	その他	級外
令八大分県臨三第二号	DC5821	その他	級外
令八大分県臨三第三号	DC5830	その他	級外
令八大分県臨三第四号	DC5837	その他	級外
令八大分県臨三第五号	DC5839	その他	級外
令八大分県臨三第六号	DC5840	その他	級外
令八大分県臨三第七号	DC5841	その他	級外
令八大分県臨三第八号	DC5860	その他	級外
令八大分県臨三第九号	DC5892	その他	級外
令八大分県臨三第十号	DC5893	その他	級外
令八大分県臨三第十一号	DC5899	その他	級外
令八大分県臨三第十二号	DC5904	その他	級外

大分県告示第四百三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・シカ）の捕獲等をすることができる区域を指定する。

令和八年十月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
鹿鳴越東特例休猟区（杵築市）	令八・一一・一～令一一・一〇・三一	杵築市山香町大字野原の県道山香院内線と市道日出大田線の交点を起点とし、同県道を北東に進み、国道一〇号線との交点に至り、同一〇号線を南に進み、市道大井手橋線との交点に至り、同市道を南に進み、市道大重見線、市道大重見開拓線を経て、林道鹿鳴越線、町道沼津開拓線を南東に進み、杵築市と日出町との境界の交点に至り、同境界を西に進み、市道日出大田線との交点に至り、同市道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、五七八ヘクタールの区域

八山特例休猟区（竹田市）	令八・一一・一～令一一・一〇・三一	竹田市久住町大字栢木字小高畑の県道久住高原野津原線と市道小倉老野線との交点を起点とし、同県道を東に進み、四ッ口跨道橋に至り、同所から四ッ口跨道橋の下を通る主要地方道竹田直入線を南に進み、竹田市と久住町との境界に至り、同境界を西に進み、市道老野長田尾線の長老橋に至り、同所から同市道を北に進み、市道新町古屋敷線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道小倉老野線との交点に至り、同市道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積九二五ヘクタールの区域
万年山東部特例休猟区（九重町）	令八・一一・一～令一一・一〇・三一	九重町大字粟野にある町道広長線と町道恵良粟野線との交点を起点とし、町道恵良粟野線を西に進み、森林管理道粟桐線との交点に至り、同森林管理道を南西に進み、林道山浦線との交点に至り、同林道を西に進み、玖珠町との境界に至り、同境界を北東に進み、町道広長線との交点に至り、同町道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積七八〇ヘクタールの区域
真玉特例休猟区（豊後高田市）	令八・一一・一～令一一・一〇・三一	豊後高田市真玉町大字西真玉の真玉側左岸と国道二一三号との交点を起点とし、同国道を北東に進み、町道縦貫線との交点に至り、同町道を東に進み、町道山畑線との交点に至り、同町道を南東に進み、県道赤根真玉線との交点に至り、同県道を西に進み、町道致斉城庄屋線との交点に至り、同町道を南西に進み、町道大村金屋線との交点に至り、同町道を北に進み、国道二一三号との交点に至り、同国道を南西に進み、町道西磯線との交点に至り、同町道を北西に進み、町道真玉千拓第一号支線との交点に至り、同町道を北東に進み、旧堤防との交点に至り、同旧堤防を北東に進み、真玉側左岸との交点に至り、同川左岸を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、六六〇ヘクタールの区域

大分県告示第四百三十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和八年十月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

名称及び所在場所	存続期間	区域及び面積
白鹿山鳥獣保護区（豊後大野市）	令八・一一・一～令一八・一〇・三一	豊後大野市千歳町柴山の市道白鹿線と市道柴山大迫線との交点を起点とし、市道白鹿線を東へと進み、豊後大野市千歳町と同市犬飼町との境界に至り、同境界を東へと進み、市道高畑細長線との交点に至り、同市道を南西に進み、市道田ノ口線との交点に至り、同市道を東に進み、市道柴山大迫線との交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一二〇ヘクタールの区域
蒲戸崎鳥獣保護区（佐伯市）	令八・一一・一～令一八・一〇・三一	佐伯市上浦大字最勝海浦の小田ノ浜の東端と県道四浦港津井浦線との接点を起点として、同県道を北上し、同県道から通称「大岩」を見通した尾根沿いを東に進み、「大岩」に至り、同所から海岸線を南東に向かって進み、蒲戸崎の先端を経て海岸線を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積七一ヘクタールの区域
祖母傾山系鳥獣保護区（佐伯市・豊後大野市・竹田市）	令八・一一・一～令一八・一〇・三一	佐伯市宇目大字木浦内の藤川内事業区一〇一四林班から一〇二二林班まで（同林班内に点在する民有地を含む。）、豊後大野市緒方町上畑の国有林竹田事業区二〇一三林班、二〇一四林班、二〇二一林班から二〇三三林班まで及び二〇七一林班、豊後大野市三重町大白谷の国有林竹田事業区二〇三六林班から二〇三八林班まで及び二〇四一林班から二〇四四林班まで並びに竹田市大字神原の国有林竹田市事業区二〇〇四林班から二〇〇六林班までの五、一七三ヘクタールの区域

国東半島鳥獣保護区（豊後高田市・国東市）	令八・一一・一～令一八・一〇・三一	国東市と豊後高田市との境界と市道一畑安岐線の交点を起点とし、同市道を西に進み、県道俣水一畑線との交点に至り、同県道を北に進み、県道山香国見線との交点に至り、同県道を北に進み、市道赤根本線との交点に至り、同市道を東に進み、犬鼻峠に通じる作業道との交点に至り、同作業道を東に進み、県道赤根富来浦線との交点に至り、同県道を南東に進み、県道成仏杵築線との交点に至り、同県道を南東に進み、市道両子国東線との交点に至り、同市道を南西に進み、県道両子山武蔵線との交点に至り、同県道を南西に進み、市道高地多新畑線との交点に至り、同市道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた面積八〇三ヘクタールの区域
牧ノ戸鳥獣保護区（九重町）	令八・一一・一～令一八・一〇・三一	玖珠郡九重町大字田野の県道別府一の宮線と町道硫黄山線道との交点を起点とし、同町道を南に進み、国有林玖珠事業区二二九林班と民有地との境界に至り、同境界を東に進み、同事業区二二八林班と同事業区二二六林班との境界に至り、同境界を東に進み、玖珠郡九重町と竹田市久住町との境界に至り、同境界を南西に進み、三俣山山頂、星生山山頂を経て久住山登山道との交点に至り、同登山道を北西に進み、牧ノ戸峠に至り、同所から町道筋湯牧ノ戸線を北西に進み、県道飯田高原中村線との交点に至り、同県道を北東に進み、町道筋湯長者原線との交点に至り、同町道を東に進み、県道田野庄内線との交点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた面積一、七〇〇ヘクタールの区域
松原下筌ダム鳥獣保護区（日田市）	令八・一一・一～令一八・一〇・三一	日田市大山町の松原ダム堰提左岸側の県道栃野西大山線と国道二一二号との交点を起点とし、同国道を東に進み、大分県と熊本県との境界に至り、同地点より杖立川の同境界を南西に進み、下筌ダムを経て、さらに室原橋を経て国道三八七号との交点に至り、同国道を西に進み、県道天瀬阿蘇線との交点に至り、同県道を南西に進み、新浦合橋に至り、同橋と広川橋を経て市道川辺広川線との交点に至り、同市道を北西に進み、川辺橋に至り、同橋を経て国道四四二号との交点に至り、同国道を北東に進み、国道三八七号との交点に至り、同国道を北東に進み、県道天瀬阿蘇線との交点に至り、同県道を北東に進み、市道下筌循環線との交点に至り、同市道を湖面に沿って進み、県道栃野西大山線との交点に至り、同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた面積四三五ヘクタールの区域
亀石曽田山鳥獣保護区（日田市）	令八・一一・一～令一八・一〇・三一	日田市天瀬町大字出口の林道見竹線と市道曽田山との交点を起点とし、同市道を北東に進み、里道との交点に至り、同里道を北東に進み、市道山中線との交点に至り、同市道を東に進み、林道出口線との交点に至り、同林道を東に進み、作業道との交点に至り、同作業道を北東に進み、林道大原野線との交点に至り、同林道を東に進み、玖珠郡玖珠町と日田市天瀬町との境界に至り、同境界を南に進み、日田市天瀬町と熊本県阿蘇郡小国町との境界に至り、同境界を西に進み、林道見竹第二支線との交点に至り、同林道を西に進み、林道見竹線との交点に至り、同林道を西に進み、起点に至る線に囲まれた面積九七〇ヘクタールの区域

大分県告示第四百三十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和八年十月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　1　名称
国東半島鳥獣保護区特別保護地区
2　区域
国東市安岐町両子の市道両子寺参道線と両子山門道との接点を起点とし、同所から遊

歩道を南に進み、市道両子寺道一号線との交点に至り、同市道を西に進み、作業道との交点に至り、同所から谷を北西に進み、県営林二〇六林班と二〇七林班との境界に至り、同境界を北西に進み、国東市と豊後高田市との境界に至り、同境界を北に進み、国東市安岐町と国東市国見町との境界に至り、同境界を北東に進み、国東市安岐町と国東市国東町との境界に至り、同境界を南東に進み、両子山山頂を経て、両子寺奥の院に至る稜線との交点に至り、同所から稜線を南に進み、両子寺奥の院に至り、同所から谷を南東に進み、市道両子寺道線二号線と両子寺山門道との交点に至り、同山門道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた面積十七ヘクタールの区域

3　存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　特別保護地区の保護に関する指針

(1)　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2)　指定目的

当該地区は、国東半島の両子山を含む地域で、スギ、ヒノキ等の針葉樹の他、天然の広葉樹が生育している。また、区域内は瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園の指定区域があり、野生鳥獣の生息環境が整っており、保護繁殖地として良好な条件を備えているため。

(3)　管理方針

土地所有者である両子寺の歴史的景観を考慮しつつ、県の職員、市の職員、鳥獣行政推進員等による現場巡視及び聞き取り調査等を通じて、鳥獣の生息状況を把握し、生息環境の保護に努める。また、案内板の設置等により区域の明確化を図る。

二　1　名称

牧ノ戸鳥獣保護区特別保護地区

2　区域

玖珠郡九重町大字田野の国有林二百二十八林班のうち、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、か、よ、ロ、ロ一、ニ小班を除く面積八十六ヘクタールの区域

3　存続期間

令和八年十一月一日から令和十八年十月三十一日まで

4　特別保護地区の保護に関する指針

(1)　指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2)　指定目的

当該区域は、森林鳥獣の生息には最適な環境であり、絶滅危惧種であるイヌワシの生息地となっているため。

(3)　管理方針

県の職員、市の職員、鳥獣行政推進員等による現場巡視及び聞き取り調査等を通じて、鳥獣の生息状況を把握し、大分西部森林管理署等の関係機関と連携しながら、生息環境の保護に努める。また、案内板の設置等により区域の明確化を図る。

大分県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道梶寄浦佐伯線	佐伯市鶴見大字吹浦字鯛網代一九八九番二から佐伯市鶴見大字吹浦字竹ノ内一八四一番一まで	前	A　メートル　五〇・六～一二・二	二六五・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	佐伯市鶴見大字吹浦字鯛網代一九八九番二から佐伯市鶴見大字吹浦字竹ノ内一八四二番一まで		B　一七・一～六・六	二五一・八	
	佐伯市鶴見大字吹浦字鯛網代一九八九番二から佐伯市鶴見大字吹浦字竹ノ内一八四一番一まで	後	A　五〇・六～一二・二	二六五・九	

大分県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年十月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道梶寄浦佐伯線	佐伯市鶴見大字吹浦字鯛網代一八七四番九から佐伯市鶴見大字吹浦字東一八六二番五まで	令八・一〇・三〇

大分県告示第四百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和八年十月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第六―五号	速見郡日出町大字豊岡字岩垣八一八番一及び八一八番一地先里道並びに字ムギツキ八三一番二二、八三一番五二、八四〇番一、八四一番三、八三一番二二地先里道、八三一番二二地先水路及び八四〇番一地先水路	令八・九・一六	メートル 四・〇〇	メートル 四七・三七

○公　告

次のとおり落札者等について公示する。

令和八年十月三十日

大分県知事　佐　藤　樹　一　郎

一　落札に係る物品等の名称及び数量
交通安全施設用回線契約　一式

二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県警察本部交通部交通規制課

三　落札者を決定した日
令和八年九月十五日

四　落札者の氏名及び住所
オムロンソーシアルソリューションズ株式会社大阪事業所　事業所長　湊　惇　朗
大阪府大阪市福島区福島三―一四―二四

五　落札金額
七十二万九千六百三十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七　一般競争入札の公告をした日
令和八年八月四日